別表六の二（二十四）　記載要領

1　この表は、連結法人が令和２年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下この記載要領において同じ。）第68条の15の６の２第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法第68条の15の６の２第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額　⑸」及び「同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額　⑺」の各欄は、令和２年改正前措置法第68条の15の６の２第２項第１号に規定する条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した同条第１項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備のうち同号に規定する特定基地局用認定設備に係る額の合計額を記載すること。

別表六の二(二十七)を削る。

別表六の二(二十七)付表の記載要領第１号中「連結法人が」を次に「令和２年改正前措置法（」を加え、「次号」を「以下この記載要領」に改め、「いう。）」の次に「附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和２年改正法」を、「の租税特別措置法」の次に「をいう。以下この号において同じ。）」を、「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法第68条の15の６の２第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」を加え、同表を別表六の二(二十四)付表とする。

別表六の二(二十六)及び別表六の二(二十六)付表を削る。

別表六の二(二十九)の表中

「取得価額の合計額（別表六の二(二十九)付表「10」のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額）」を「取得価額の合計額（別表六の二(二十五)付表「10」のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額）」に、「支出した金額の合計額（別表六の二(二十九)付表「12」の合計）」を「支出した金額の合計額（別表六の二(二十五)付表「12」の合計）」に、「取得価額の合計額（別表六の二(二十九)付表「10」のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額）」を「取得価額の合計額（別表六の二(二十五)付表「10」のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額）」に、「調整前連結税額（別表六の二(三)「７の㉖」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉒」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉗」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉓」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉘」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉔」）」に改め、同表を別表六の二(二十五)とする。

別表六の二(二十九)付表を別表六の二(二十五)付表とする。